

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

所定疾患施設療養費について

(1) 対象となる入所者の状態は次の通り。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹
- ・慢性心不全の増悪
- ・蜂窩織炎

(2) 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。

(3) 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。

(4) 算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

【主な治療内容】

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤（内服・点滴注射）・酸素吸入・水分補給（経口・点滴）など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査・尿検査・抗生剤（内服・点滴注射）・水分補給（経口・点滴）など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	带状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤（内服・点滴注射）など診察結果を基に適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	慢性心不全の増悪にて施設内での治療が可能と判断され、利尿薬や血管拡張薬やβ遮断薬などにて心臓の不安を軽くする治療を行う。

【所定疾患施設療養費算定状況】

診断名/年月		令和6年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	治療日数												
尿路感染症	人数	7	8	13	9	3	4	7	9	11	6	7	11
	治療日数	31	47	65	58	17	21	34	48	59	31	30	64
带状疱疹	人数	1	1					1			1		
	治療日数	1	6					7			7		
蜂窩織炎	人数												
	治療日数												
慢性心不全の増悪	人数												
	治療日数												

令和7年4月1日現在